

財政の健全化判断比率及び資金不足比率の概要説明について

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（普通会計決算実質収支）}}{\text{標準財政規模（標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）}}$$

（説明）

・標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合です。つまり黒字か赤字かを判断する指標で、財政運営の深刻度を示していることとなります。

※ 実質収支等の内容につきましては、別紙財政用語解説をご参照ください。

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模（標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）}}$$

連結実質赤字額は、以下の項目を含みます。

- （普通会計決算実質収支）
- （一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の実質収支「国保・後期・介保・診療所」）
- （公営企業に係る会計の資金不足・剰余額「水道・病院・簡水・下水」）

（説明）

・標準財政規模に対する、全会計の赤字額から黒字額を差し引いた額（連結実質赤字額）の割合です。全会計の総枠の黒字か赤字かを判断する指標で、日高町全体としての財政運営の深刻度を示していることとなります。

財政の健全化判断比率及び資金不足比率の概要説明について（つづき）

$$\textcircled{3} \text{ 実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金）} - \text{（特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（決算年度と前2年の3カ年平均）

「準元利償還金：イからホまでの合計額」

- イ 満期一括償還について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額
- ロ 一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 一部事務組合・地方開発事業団等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（地方債の性質と類似しているもの）
- ホ 一時借入金の利子

「特定財源」

元利償還金に充てることができる特定の収入（公営住宅使用料等）

「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」

地方交付税の算定する際の基準財政需要額のうち公債費や事業費補正及び密度補正に算入されている地方債の元利償還金又は、上記準元利償還金の合計額である。

（説明）

・一般会計等が負担する元利償還金と上記準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。つまり町の収入のうち、どのくらい借金の返済にあてているかを示す指標であります。

さらに、平成18年度より地方債協議制度へ移行し、地方債発行の許可と協議を判断する際の指標にもなっていて、比率が18%以上となると許可制となり、公債費負担適正化計画（おおむね7年以内で18%以下をめざす改善計画）の策定を前提として、国から地方債発行が許可がされることとなります。

※ 地方債協議制度の基準と今回の健全化判断比率の基準値は異なります。

財政の健全化判断比率及び資金不足比率の概要説明について（つづき）

$$\text{④ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額：イからチまでの合計額」

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末地方債残高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方債の性質と類似しているもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額（連結実質赤字比率の分子となる額 ※ 赤字を生じている場合のみ）
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額（※ 赤字を生じている場合のみ）

「特定財源見込額」

将来の元金償還金等に充てることのできる特定の収入見込額（公営住宅使用料等）

「充当可能基金額」

上記イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（説明）

・一般会計等が将来負担すべき見込の額（負債等）の標準財政規模に対する割合です。つまり、町が背負っている負債等が標準的な年間収入の何年分であることを示しており、負債等の額が町の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示している数値とも言えます。

財政の健全化判断比率及び資金不足比率の概要説明について（つづき）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ **資金の不足額** : (法適) = (流動負債＋建設改良等以外の経費の財源に充てる地方債残高－流動資産)－解消可能資金不足額
(法非適) = (連結実質赤字比率に用いる資金不足額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良等以外の経費の財源に充てる地方債残高)－解消可能資金不足額
- ・ **事業の規模** : (法適) = 営業収益の額－受託工事収益の額
(法非適) = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(説明)

・各公営企業会計に係る資金不足の事業規模に対する割合です。つまり、各公営企業の経営状況の深刻度を示している指標であります。この比率が高くなるほど、各公営企業会計の料金収入等で資金不足額を解消することが困難になり、当該公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

「日高町の公営企業適用区分」

法適用企業	○水道事業
	○国民健康保険病院事業
	○簡易水道事業
	○下水道事業

※ 詳細については別紙会計区分のイメージをご参照ください。

(財政の健全化判断比率等に係る会計区分のイメージ)

会計区分		会計名称	日高町会計名称	財政健全化判断比率に係る会計対象範囲				
一般会計等	1. 一般会計	一般会計	一般会計 (介護サービス事業に属する特別養護老人ホーム経費等を含む。)	実質赤字比率	↑	↑	↑	
	2. 一般会計等に属する特別会計	公債管理	該当なし					
		母子寡婦福祉資金貸付	該当なし					
		勤労者福祉共済	該当なし					
その他事業		該当なし						
公営事業会計	3. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	①国民健康保険	国民健康保険事業特別会計 国民健康保険診療所事業特別会計	実質公債費比率 (公営事業等は準元利償還金の対象会計)	↑	↑	↑	
		②介護保険	介護保険事業特別会計					
		③後期高齢者医療	後期高齢者医療事業特別会計					
		④農業共済	該当なし					
		⑤老人保健医療	該当なし					
		⑥介護サービス	該当なし					
		⑦駐車場	該当なし					
		⑧交通災害共済	該当なし					
		⑨公営競技	該当なし					
		⑩公立大学附属病院	該当なし					
		⑪有料道路	該当なし					
公営企業会計	4. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第37条の事業)	法適用企業・法非適用企業	①水道事業	水道事業会計	資金不足比率 (会計ごとに算定)	↑	↑	↑
			②簡易水道事業	簡易水道事業会計				
			③工業用水道事業	該当なし				
			④交通事業 (軌道事業)	該当なし				
			④交通事業 (自動車運送)	該当なし				
			④交通事業 (鉄道)	該当なし				
			④交通事業 (船舶運航事業)	該当なし				
			⑤電気事業	該当なし				
			⑥ガス事業	該当なし				
			⑦港湾整備事業	該当なし				
			⑧病院事業	国民健康保険病院事業会計				
			⑨市場事業	該当なし				
			⑩と畜場事業	該当なし				
			⑪宅地造成事業	該当なし				
⑫下水道事業	下水道事業会計							
⑬観光施設事業	該当なし							
⑭その他法適用事業	該当なし							
一部事務組合・広域連合		①日高西部消防組合 ②胆振東部日高西部衛生組合 ③平取町外2町衛生施設組合	④その他 市町村職員退職手当組合等	連結実質赤字比率	↑	↑	↑	
地方公社・第三セクター等								将来負担比率